

令和5年度 埼玉県公労使会議取組

■ポストコロナの新たな時代に向けた人への投資と働き方改革の推進

I 人への投資に係る取組

1 人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクルに向けた支援

- (1) 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」の周知
- (2) 助成金等の活用による企業内の人材育成を推進
- (3) 生産性向上に向けた企業の取組に対する支援を推進

2 人材確保と就労促進の支援

- (1) 労働者・求職者の学び直し（デジタル人材育成など）やキャリアチェンジ（相談・マッチングなど）の取組を推進
- (2) 成長分野・人手不足分野への取組を推進

II 働き方改革の推進に係る取組

1 働きやすい職場づくりの推進

- (1) 長時間労働是正等の実現に向けて生産性向上に向けた取組への支援
- (2) 職場のメンタルヘルス対策の推進（対策強化月間（11月）の実施）
- (3) 職場のハラスメント対策の推進（対策強化月間（12月）の実施）

2 誰もが納得して働き続けられる、多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備

- (1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、女性活躍の推進、男性の育児休業取得の促進などの環境整備への支援
- (2) テレワークの定着促進をはじめとした柔軟な働き方の推進
- (3) くるみん、えるぼし、多様な働き方実践企業等認定制度の推進（企業への取得促進、求職者への周知強化）

3 働き方改革推進期間の実施（7月～11月）

- (1) 県内一斉ノー残業デー（月2回実施：毎月第1・第3水曜日）
- (2) 年次有給休暇の取得促進（期間中5日以上取得）
- (3) 取引先へのしわ寄せ防止にかかる取組（短納期・受発注計画の急変更などの是正呼びかけ）